

2026年度日本パブリックゴルフ協会主催競には R&A と USGA が制定したゴルフ規則と以下のローカルルールと競技会場で追加または修正したローカルルールが適用されます。

下記に参照するローカルルールの全文については2023年発効の「ゴルフ規則のオフィシャルガイド」を参照すること（www.jga.or.jp で閲覧可）。

別途規定されている場合、または適用規則が明示されている場合を除き、ローカルルールの違反の罰は：一般の罰（2罰打）

ローカルルール

1. アウトオブバウンズ（規則18.2）

- (a) アウトオブバウンズは白杭のコース側を地表レベルで結んだ線によって定められる。
- (b) アウトオブバウンズに止まったり、そのアウトオブバウンズを超えて止まった球は、他のホールではインバウンズとなるコースの別の部分に止まったとしてもアウトオブバウンズである。

2. ペナルティーエリア（規則17）

片側だけ定められているペナルティーエリアは無限に及ぶ。

3. 異常なコース状態（動かさない障害物を含む）（規則16）

- (a) 修理地
 - 1) 青杭または白線によって標示してある区域。
 - 2) 張芝の継ぎ目；ローカルルールひな型F-7を適用する。
 - 3) 大雨によるバンカー内の流水跡。
- (b) 動かさない障害物
 - 1) 白線の区域と動かさない障害物がつながられている場合、一つの異常なコース状態として扱われる。
 - 2) 電磁誘導カート用の2本のレールは全幅をもって、規則16.1に基づき罰なしの救済が認められる動かさない障害物として取り扱われる。
※そのままプレーすることもできる。

4. 不運な紛失球時の処置

不運にもティーショットが紛失球となった場合、ショートホール以外は特設ティー（プレーイング4）を使用することもできる。

5. 不可分な物

ペナルティーエリア内にある人工的な護岸やパイリング（枕木等の構築物）は不可分な物であり罰なしの救済は認められない。

6. クラブと球などの規格

- (a) 適合ドライバーヘッドリスト：ローカルルールひな型G-1を適用する。
このローカルルールに違反するクラブでストロークを行ったことに対する罰：
失格
- (b) 適合球リスト：ローカルルールひな型G-3を適用する。
- (c) ストロークを行うとき、プレーヤーはパターを除き46インチの長さを超えるクラブを使ってはならない：ローカルルールひな型G-10を適用する。
このローカルルールに違反するクラブでストロークを行ったことに対する罰：
失格

7. 険悪な気象状況によるプレーの中断（規則 5. 7）

即時中断・中断・プレーの再開は、カーナビよりサイレンを鳴らして指示する。
注意：危険な状況のためにプレーを即時中断する場合、すべての練習区域は委員会
がプレーを再開するまで閉鎖される。閉鎖された練習場で練習するプレーヤ
ーには練習を止めるように勧告し、それでも練習を止めない場合には失格と
なることがある。

8. 練習（規則 5）

(a) ラウンド前とラウンドとラウンドの間の練習（規則 5, 2）

規則 5. 2b は次の通り修正する。

プレーヤーは、ラウンド前やラウンドとラウンドの間に競技コースで練習をしては
ならない。ただし、指定練習区域を除く。

(b) ホールとホール間の練習（規則 5. 5b）

規則 5. 5b を次の通り修正する：

二つのホールのプレーの間、プレーヤーは次のことをしてはならない。

- ・終了したばかりのパッティンググリーンやその近くで練習ストロークを行う。
- ・終了したばかりのパッティンググリーンの表面をこすったり、球を転がすことによ
ってパッティンググリーン面をテストする。

9. キャディー

プレーヤーはラウンド中のキャディーの使用を禁止する。

10. 参加資格

プレーヤーは各競技の「競技規定」で定められる参加資格の条件を満たしていな
ければならない。

11. スコアカードの提出（規則 3. 3 b）

プレーヤーのスコアカードは、プレーヤーの両足が所定のスコアリングエリアから
出た時点で委員会に提出されたことになる。スコアカードを提出する前にスコアリ
ングエリアを離れる必要のあるプレーヤーはスコアリングオフィシャルにその意
思を告げなければならず、そしてすぐに戻らなければならない。

12. タイの決定

正規のラウンドが終了して予選通過者にタイが生じた場合は、「マッチング・スコ
アカード方式」により通過者を決定する。

13. 競技の結果 — 競技の終了

本競技は競技委員長の成績発表をもって終了する。

14. 競技の成立

本競技の競技者全員が規定のラウンドをホールアウトできなかった場合、委員会は
競技成立について別途協議するものとする。

15. 委員会の裁定

委員会はローカルルールを修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員
会の裁定は最終である。

16. 行動規範

プレーヤーはゴルフ規則 1. 2a に記されている通り行動しなければならない。

- ・誠実に行動すること。
- ・他の人に配慮を示すこと — 例えば、速やかなペースでプレーする、他の人の安全
に気を配る、他のプレーヤーの気を散らさない。プレーヤーのプレーした球が誰か
に当たる危険があるかもしれない場合、プレーヤーはすぐに注意喚起（「フォアー」

のような伝統的な警告など) すべきである。

・コースをしっかりと保護すること—例えば、ディボットを元に戻す、バンカーを
ならず、ボールマークを修理する、不必要にコースを傷つけない。

【行動規範の違反の罰】

- ・行動規範の最初の違反—警告あるいは委員会の制裁。
- ・2回目の違反—1 罰打。
- ・3回目の違反—一般の罰。
- ・4回目の違反や重大な非行—失格。

【懲戒的な制裁】

競技委員会には行動規範に違反したプレーヤーに今後の PGS 競技への参加を一定期間認めない等の懲戒的な制裁をする権限がある。失格を伴う行動規範の違反や重大な非行をしたプレーヤーに懲戒的な制裁をする場合、競技委員会は書面によりそのプレーヤーに通知する。プレーヤーはその書面の日付から 30 日以内でその違反に対する答弁を書面で提出することができる。競技委員会は提出された文書、競技委員、関係者等からすべての情報を勘案して制裁を決定する。

注 意 事 項

17. 参加の取り消し

委員会は競技中を含めいつでも、出場に相応しくないと判断したプレーヤーの参加資格を取り消すことがある。

18. 携帯電話

コース内での携帯電話の通話は緊急時以外(ケガ・カートの故障等)控えること。

19. 喫煙

喫煙者は周囲に配慮して受動喫煙を防止するよう努めること。